

退職後の健康保険加入のご案内

退職後は、下記①～④の健康保険に加入の手続きが必要になります。

（75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となります）

- ① 再就職先の健康保険に加入する。
- ② 三井住友トラストグループ健康保険組合の任意継続被保険者となる。
- ③ 国民健康保険に加入する。
- ④ ご家族（健康保険の被保険者）の被扶養者となる。

《ご参考②，③，④》

	②三井住友トラストグループ健康保険組合の任意継続被保険者となる	③ 国民健康保険に加入する	④ ご家族の被扶養者となる
保 険 料	退職時の標準報酬月額×保険料率 (上限有) *上限・保険料率は見直しされることがあります。	前年度の収入等を基準に算定(市町村によって異なります)	不 要
窓口負担	3 割 付加給付 (※) あり	3 割	3 割
注意事項	- 退職までに被保険者期間が2ヶ月以上あること。 - 退職後20日以内に申請、保険料振込が必要	加入申請時に「資格喪失証明書」が必要な場合は、事業所に証明書の発行をご依頼ください	年収制限等、加入条件を確認すること
照会または書類提出先	各社事業所担当部署	お住まいの市町村役場	家族の方が加入している健康保険

※：付加給付とは法律で定められた給付（法定給付）以外のプラスアルファ部分をいいます。

病院の窓口で支払った医療費（ひとり、1ヶ月、1病院あたり）から、25,000円を差し引いた額を支給します（1,000円未満切り捨て）。

任 意 継 続 加 入 の 手 続 き

○加入手続き

保険料納付方法により、加入時のお手続きが異なります。月払、半年前納、1年前納があり、任意継続資格取得時と毎年3月に、いずれかを選択します（年度途中の変更は不可）。A、B、Cのいずれかを選択してください。

A. 月払（口座引落し）の場合

提出書類	・「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」 ・「預金口座振替依頼書」 退職日の翌日から 20日以内 に健康保険組合へ提出。
初回保険料振込	退職日の翌日から 20日以内 にご本人の個人名で振込。 手数料は本人負担。 振込額…月末退職者は1ヶ月分、それ以外は2ヶ月分。
口座引落し	指定口座は三井住友信託銀行の本支店のみ可。 口座振替日は毎月9日（休日の場合は翌営業日）。 退職月の翌々月から開始。

・残高不足等により保険料の引落としができない場合は、任意継続被保険者の資格がなくなりますのでご注意ください。

B. 半年前納の場合

提出書類	・「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」 退職日の翌日から 20日以内 に健康保険組合へ提出。
初回保険料と前納保険料の振込	退職日の翌日から 20日以内 に、初回保険料と前納保険料（取得月の翌月から9月（または翌年3月）までの保険料）を合算してご本人の個人名で振込。 手数料は本人負担。

・前納保険料には、所定の割引があります（資格取得月の保険料は割引対象外）。

C. 1年前納の場合

提出書類	・「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」 退職日の翌日から 20日以内 に健康保険組合へ提出。
初回保険料と前納保険料の振込	退職日の翌日から 20日以内 に、初回保険料と前納保険料（取得月の翌月から翌年3月までの保険料）を合算してご本人の個人名で振込。 手数料は本人負担。

・前納保険料には、所定の割引があります（資格取得月の保険料は割引対象外）。

◆保険料振込先◆

三井住友信託銀行／芝営業部／普通預金No.0402131
 三井住友トラストグループ健康保険組合
 ミツイストモトラストグループ ケンコウホケンマイ

○被扶養者について

- ・退職後も引き続き被扶養者となる場合

「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」の被扶養者欄にご記入ください。

＊被扶養者の扶養状況を確認するため、収入等について確認書類をご提出頂く場合があります。

- ・被扶養者の資格喪失手続き

被扶養者の就職・収入超過等により資格喪失する場合は「被扶養者資格喪失届」をご提出ください
(退職と同時に資格喪失する場合は不要)。

○任意継続の資格を喪失するとき（カッコ内は資格喪失日）

- ・任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき（納付期日の翌日）
- ・就職し、そこで健康保険に加入したとき（被保険者資格を取得した日）
- ・死亡したとき（死亡した日の翌日）
- ・後期高齢者医療制度に該当したとき（被保険者資格を取得した日）
- ・被保険者が任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき（当組合が申出書を受理した日の属する月の翌月1日）